

令和7年1月29日

保護者 様

三島市教育委員会

学校生活における食物アレルギーの対応について

三島市では児童・生徒が安心して給食を食べることができるよう、「三島市学校給食におけるアレルギー対応の手引き」を策定いたしました。これに基づき、令和7年度より市内統一の対応を行います。また、食物アレルギー及びそれに伴うアナフィラキシーの対策は、原因食品の除去が不可欠です。個々の児童・生徒について症状等の特徴を正しく把握するため、学校生活において配慮や管理を希望する児童・生徒については、医師の診断結果より「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いします。

つきましては、下記の対応内容について確認をお願いします。

なお、食物アレルギー以外の理由で、給食を始めとする学校生活において、食物の摂取等を控える希望等については、個別に各学校へ御相談ください。

記

1 給食における対応の内容について

三島市の調理場は、食物アレルギー対応食を作る区画がされた専用の調理場がないため、除去食、代替食を安全に提供できない状況です。したがって、児童・生徒の安全を最優先に考え、詳細な献立表対応と弁当（代替食を含む）のみで対応します。

2 学校生活で対応が必要な場面

- (1) 給食
- (2) 食物を扱う授業、活動例
 - ア 家庭科の調理実習
 - イ 料理クラブ等での調理活動
 - ウ お楽しみ会などにおけるお菓子作り
 - エ 小麦粘土を使った図工の学習 など
- (3) 宿泊を伴う行事
 - ア 修学旅行
 - イ 自然教室 など
- (4) その他
 - 牛乳パックの洗浄など

3 給食における対応の内容

(1) 詳細な献立表での対応について

食物アレルギー献立表を毎月配布します。以下のア～エについて毎月、保護者の御記入をお願いします。

ア お子さんのクラスと名前、アレルギー対象食品をすべて記入する。

イ 対象献立名と対象食品にマーカーでしるしをつけ、食べるまたは食べない、代替食を持参の有無を記載する。

ウ 保護者の確認欄にサインまたは押印をする。

エ 記入後、担任に提出する。

以上の内容を栄養教諭・栄養士が確認し、記載していただいた献立表の写しを配布します。確認に日数が必要になります。特に、中学校では共同調理場を経由しての確認となります、記入後は速やかに学級担任に提出してください。

(2) アレルギー対応の判断例について

三島市のアレルギー対応では、その献立を「食べる」「食べない」のいずれかの判断になります。児童・生徒が自分で料理の中から原因食物を取り除いて食べることは、行いません。次に示す例を参照してください。

アレルギー 原因食品	食物アレルギー対応指針に即した 対応例	児童・生徒が行ってはいけない対 応例
小麦粉	フライは食べず、家庭から主菜を持参する。	フライの衣（小麦粉やパン粉）の部分をはずして食べる
エビ	エビピラフは食べず、家庭から主食を持参する。	エビピラフから自分でエビを取り除き、御飯を食べる。
卵	オムレツは食べず、家庭から主菜を持参する。	オムレツを半量だけ食べる。

4 アレルギー対応の配布資料

(1) 食物アレルギー献立表

(2) 手配表

(3) 配合表（必要に応じて）

※なお、アレルギー対象食品使用献立一覧表は給食管理システムの変更により配布いたしません。

担当 学校教育課 給食指導係 電話 983-2688
